規　則

○公害等調整委員会規則第一号

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の施行に伴い、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

公害等調整委員会委員長　富越　和厚

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和二十六年土地調整委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

本則中「住所」の下に「又は居所」を加える。

第十一条の二及び第十一条の三を次のように改める。

第十一条の二及び第十一条の三　削除

附　則

この規則は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

告　示

○金融庁告示第十三号

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第二十三条及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）第四条第一項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の規定に基づき内閣総理大臣の所掌に係る権限の一部について委任した件（平成二十八年内閣府告示第三号）第一号の表金融庁の項の規定により内閣総理大臣から委任された金融庁長官の所掌に係る障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十二条に規定する権限の一部について委任することとしたので、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令第四条第五項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日

金融庁長官　森　信親

一　委任する権限及び委任を受ける職員の官職

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十一条第一項に規定する対応指針に定める事項について、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をする金融庁長官の権限のうち、財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十三条第一項に規定する財務局に属させられた事務（当該事業者の主たる事務所又は事業所の所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、同法第十四条第二項に規定する財務支局に属させられた事務）の対象となる事業者に対するものは、当該所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

二　委任の効力の発生する日

平成二十八年四月一日

○金融庁告示第十四号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

金融庁長官　森　信親

第一条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第百三十五号までを一号ずつ繰り上げる。

○外務省告示第八十八号

スーダン共和国政府は、次の条約及び議定書を廃棄する旨を平成二十七年十月六日にベルギー王国政府に通告した。

一　明治二十三年七月五日にブリュッセルで署名された「関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約」

二　昭和二十四年十二月十六日にブリュッセルで作成された「千八百九十年七月五日ブラッセルで署名された関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約、関税表刊行のための国際事務局を設立する条約の実施規則及び署名調書を修正する議定書」

よって、この廃棄は、平成二十九年四月一日にスーダン共和国について効力を生ずる。

（平成二十七年十月十三日付け在本邦ベルギー王国大使館口上書）

平成二十八年三月三十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第八十九号

イタリア共和国政府は、次の条約及び議定書を廃棄する旨を平成二十七年十一月三日にベルギー王国政府に通告した。

一　明治二十三年七月五日にブリュッセルで署名された「関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約」

二　昭和二十四年十二月十六日にブリュッセルで作成された「千八百九十年七月五日ブラッセルで署名された関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約、関税表刊行のための国際事務局を設立する条約の実施規則及び署名調書を修正する議定書」

よって、この廃棄は、平成二十九年四月一日にイタリア共和国について効力を生ずる。

（平成二十七年十一月十日付け在本邦ベルギー王国大使館口上書）

平成二十八年三月三十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第九十号

サウジアラビア王国政府は、次の条約及び議定書を廃棄する旨を平成二十七年十二月十七日にベルギー王国政府に通告した。

一　明治二十三年七月五日にブリュッセルで署名された「関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約」

二　昭和二十四年十二月十六日にブリュッセルで作成された「千八百九十年七月五日ブラッセルで署名された関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約、関税表刊行のための国際事務局を設立する条約の実施規則及び署名調書を修正する議定書」

よって、この廃棄は、平成二十九年四月一日にサウジアラビア王国について効力を生ずる。

（平成二十八年二月二十二日付け在本邦ベルギー王国大使館口上書）

平成二十八年三月三十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第九十一号

アルジェリア民主人民共和国政府は、次の条約及び議定書を廃棄する旨を平成二十八年二月十六日にベルギー王国政府に通告した。

一　明治二十三年七月五日にブリュッセルで署名された「関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約」

二　昭和二十四年十二月十六日にブリュッセルで作成された「千八百九十年七月五日ブラッセルで署名された関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約、関税表刊行のための国際事務局を設立する条約の実施規則及び署名調書を修正する議定書」

よって、この廃棄は、平成二十九年四月一日にアルジェリア民主人民共和国について効力を生ずる。

（平成二十八年二月二十二日付け在本邦ベルギー王国大使館口上書）

平成二十八年三月三十一日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省告示第八十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十八年二月二十九日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月二十九日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から同年度の初日から同月二十九日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量（協定発効日から一年を経過した日前の期間に係るものに限る。第二号において同じ。）及び同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量（協定発効日から一年を経過した日以後の期間に係るものに限る。第二号において同じ。）を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十八年二月二十九日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。